## ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

平成17年3月24日 、法人規程第15号

改正 平成18年法人規程第14号

平成19年法人規程第14号

平成19年法人規程第53号

平成20年法人規程第 8号

平成21年法人規程第47号

平成22年法人規程第10号

平成22年法人規程第54号

平成23年法人規程第 9号

平成24年法人規程第13号

平成25年法人規程第 2号

平成25年法人規程第29号

平成25年法人規程第65号

平成26年法人規程第12号

平成26年法人規程第67号

平成26年法人規程第74号

平成27年法人規程第 9号

一成21年40八烷在第 35

平成27年法人規程第67号

平成28年法人規程第 4号

平成28年法人規程第19号

平成28年法人規程第70号 平成29年法人規程第2号

平成30年法人規程第 2号

平成30年法人規程第23号 平成31年法人規程第 5号

令和 元年法人規程第22号

令和 2年法人規程第 4号

令和 4年法人規程第16号

令和 5年法人規程第17号

令和 6年法人規程第31号

国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則(平成17年 法人規則第13号。以下「附属病院職員給与規則」という。)第45条の規定に基づき国立大学 法人筑波大学(以下「法人」という。)が設置する筑波大学に附属して置かれる附属病院に勤務 する職員の初任給、昇格、昇給等の基準等について定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この法人規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 昇格 職員の職務の級を同一の俸給表の上位の職務の級に変更することをいう。
  - (2) 降格 職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。
  - (3) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数(第6条の規定によりその年数に 換算された年数を含む。)をいう。
  - (4) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
  - (5) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
  - (6) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在 級年数をいう。
  - (7) 最高号俸 職務の級の最高の号俸をいう。

#### (級別標準職務)

第3条 職員の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1 (級別標準職務表) に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの級に分類されるものとする。

## (級別資格基準表)

第4条 職員の級を決定する場合に必要な資格は、この法人規程において別に定める場合を除き、 別表第2(級別資格基準表)(以下「級別資格基準表」という。)に定めるとおりとする。

#### (級別資格基準表の適用方法)

- 第5条 級別資格基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の級欄に定める上段の数字は当該級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該級に決定するための必要経験年数を示す。
- 2 級別資格基準表の試験欄は、次に掲げる職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。
  - (1) 正規の試験により職員となった者
  - (2) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が試験の行われる職と同等と認められる職に任用され職員となった者
  - (3) 前2号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて国家公務員等となり引き 続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者及び正規の試験に基づいて国 の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける者となり、引き続き 国家公務員等として勤務した後、引き続いて職員となった者
- 3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3(学歴免許等資格区分表)(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。
- 4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格の

みを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

#### (経験年数の起算及び換算)

- 第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分 の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。
- 2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した 時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別 表第4(経験年数換算表)(以下「経験年数換算表」という。)に定めるところにより職員とし て同種の職務に在職した年数に換算することができる。

#### (経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5 (修学年数調整表) (以下「修学年数調整表」という。) に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

## (経験年数の取扱いの特例)

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、 前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

#### (新たに職員となった者の級)

- 第9条 新たに職員となった者の級は、その職務に応じ、級別資格基準表に定めるところにより 決定する。
- 2 第15条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第16条各号のいずれかに規定する職種に採用された者に前項の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

#### (新たに職員となった者の号俸)

- 第10条 新たに職員となった者の号俸は、前条の規定により決定された級の号俸が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号俸とし、当該級の号俸が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する級に昇格し、又は降格したものとした場合に第18条第1項又は第19条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する級の最低の号俸とする。
- 2 当該級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の級及び号俸については、前項の規定にかかわらず、第12条から第16条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

(新たに職員となった者の基本年俸の号俸)

第10条の2 新たに雇用する附属病院職員給与規則第11条の2第1項に規定する基本年俸 表が適用される職員の基本年俸の号俸は、業績及び能力並びに附属病院職員給与規則第2条第 1項に基づく給与を支給される職員との均衡を考慮し、部局人事委員会等の審査機関において 定めた基準を踏まえて決定する。

(新たに職員となった者の年俸基本給の級及び号俸)

第10条の3 新たに雇用する附属病院職員給与規則第11条の3第1項に規定する年俸基本給表が適用される職員の年俸基本給の級及び号俸は、第3条から第10条までの規定を準用し、他の職員との均衡を考慮して決定する。

(初任給基準表の適用方法)

- 第11条 初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄及び試験欄の区分に定めがあるものにあっては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 2 初任給基準表の試験欄の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の 学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格 区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号俸の調整)

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際し、その者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とすることができる。

(経験年数を有する者の号俸)

- 第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の級及び号俸は、第10条第1項の規定による号俸(前条の規定の適用を受ける者にあっては、同条の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定された者にあっては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって任命権者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあっては、18月)で除した数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とする。)に第25条第8項の表のC欄の上段に掲げる号俸数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸(任命権者の定める者にあっては、当該号俸の数に3を超えない範囲内で任命権者の定める数を加えて得た数を号数とする号俸)とすることができる。
  - (1) 第5条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の

経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄若しくは学歴免許等の資格(前条の 規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得 した時以後の経験年数

- (2) 第5条第2項第2号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
- (3) 第5条第2項第3号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその級についての必要経験年数を超える経験年数
- (4) 前3号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者 の学歴免許等の資格(前条の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
- (5) 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号棒が級の最低の号棒(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号棒を除く。)である者 級別資格基準表に定めるその級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許 等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者 で前条の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、前条の規定の適用 を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の 経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経 験年数とする。
- 3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定める もののほか第6条から第8条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸)

第14条 前2条の規定による号俸が、その者に適用される初任給基準表の試験欄より初任給の 号俸が下位である試験欄(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等 の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸 に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものと してこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の号俸とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の級及び号俸)

- 第15条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の級及び号俸は、その者が当該職員となった日を法人の職員となった日とみなした場合に受けることとなる級及び号俸とする。ただし、著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の級及び号俸を決定することができる。
  - (1) 国家公務員
  - (2) 独立行政法人の職員
  - (3) 国立大学法人の職員
  - (4) 大学共同利用機関法人の職員
  - (5) 地方公務員
  - (6) 公庫等に勤務する者
  - (7) 任命権者が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特殊の職に採用する場合等の級及び号俸)

- 第16条 次に掲げる場合において、級及び号棒の決定について第13条又は第14条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、 部内の他の職員との均衡を考慮して、その者の級及び号俸を決定することができる。
  - (1) 極めて専門的な知識・経験を有する者をもって充てる必要のある部長、課長、専門職員等の職種に職員を採用しようとする場合
  - (2) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要がある教授、准教授、講師等の職種に職員を採用しようとする場合
  - (3) 特殊の資格、技術、経験等を必要とする職種に職員を採用しようとする場合
  - (4) 任命権者が前3号に掲げる者に準ずると認める職種に職員を採用しようとする場合

(昇格)

- 第17条 附属病院職員給与規則第13条による昇格は、その職務に応じ、その級について級別 資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有している者で、かつ、総合的な能力の 評価を得た者について、その者の属する級を1級上位の級に決定することができる。
- 2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。
- 3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の適用については、級別資格基準表に 定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗 じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。
- 4 第1項の規定による昇格は、現に属する級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合は、この限りでない。

(昇格の場合の号俸)

- 第18条 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第7(昇格時対応号俸表)に定める昇格後の号俸欄に定める号俸とする。
- 2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の級への昇格であるときにおける前項の規 定の適用については、それぞれ1級上位の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うもの とする。
- 3 降格した職員のうち、当該降格後の号俸を当該降格の日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸又はその直近下位の額の号俸に決定された職員に対する当該降格後の最初の昇格については、昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、当該号俸の直近上位の額の号俸)とする。ただし、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、任命権者が別に級及び号俸を決定する。

(降格の場合の号俸)

- 第19条 附属病院職員給与規則第14条の規定により職員を降格させた場合におけるその者の 号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直 近下位の額の号俸)とする。
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規 定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うもの

とする。

3 前2項の規定による職員の号俸が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるとき は、任命権者が別に号俸を決定する。

(初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動の場合の級)

- 第20条 附属病院職員給与規則第15条及び第16条の規定により、職員を初任給基準又は俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の級は、その異動後の職務に応じ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。
- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動をした職員の級及び号俸)

- 第21条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の級及び号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める級及び号俸とする。
  - (1) 平成16年4月1日(以下「基準日」という。)以後に新たに職員となった者(次号に掲げる者を除く。)

新たに職員となった時(免許等を必要とする職務に異動した者にあっては、その免許等を取得した時)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる級及び号俸

(2) 基準日前に国家公務員として在職していた者で、引き続き法人の職員となった者 国家公務員となったときから、前号の基準に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に 異動の日に受けることとなる級及び号俸

(昇給日)

第22条 附属病院職員給与規則第17条第1項の法人規程で定める日は、第28条又は第29 条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第23条 附属病院職員給与規則第17条第1項の規定による昇給(第28条又は第29条に定めるところにより行うものを除く。第25条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(一般職員(一)俸給表の7級以上の職員に相当する職員)

- 第24条 附属病院職員給与規則第17条第2項の法人規程で定める職員は、次に掲げる職員と する。
  - (1) 教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
  - (2) 医療職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの
  - (3) 医療職員(二)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

(昇給区分等及び昇給等の号俸数)

- 第25条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給及び降号の区分(以下「昇給区分等」という。) は、第23条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれ に該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分等に決定するものとする。
  - (1) 勤務成績が特に極めて良好である職員で任命権者が特に認めたもの S
  - (2) 勤務成績が極めて良好である職員 A
  - (3) 勤務成績が特に良好である職員 B
  - (4) 勤務成績が良好である職員 C
  - (5) 勤務成績がやや良好でない職員 D
  - (6) 勤務成績が良好でない職員 E
  - (7) 勤務成績が特に良好でない職員で任命権者が特に認めたもの F
- 2 前項の昇給区分等を決定する場合において前項第5号に該当する職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、第1号から第3号までに掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に前項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不適当であると認められるときは、前項第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。
  - (1) 昇給日前1年間(大学教員にあっては昇給日の属する年度の前年度1年間)(当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間(大学教員であって昇給日の属する年度の前年度1年間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の属する年度の前年度の末日までの期間)。以下「基準期間」という。)において、減給の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。)又は戒告の処分(次項第1号に規定するものを除く。)を受けた職員
  - (2) 基準期間において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実(勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものとしてあらかじめ指定するものを除く。)があった職員
  - (3) 基準期間において、3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員(勤務を欠いた時間が1日の勤務時間の一部である場合であっても、その回数が3回に達するごとに1日として取り扱うものとする。次項第2号において同じ。)
  - (4) 基準期間において、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員
- 3 第1項の昇給区分等を決定する場合において第1項第6号に該当する職員は、次の各号に掲げる職員とする。ただし、第1号又は第2号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に第1項第6号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不適当であると認められるときは、第1項第4号に掲げる職員又は第1項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。
  - (1) 基準期間において、停職の処分、減給の処分(前項第1号に規定するものを除く。)又は 戒告の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。)を受けた職員
  - (2) 基準期間において、5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員
  - (3) 前項第4号に掲げる職員でその態様が著しいもの
- 4 第2項第1号又は前項第1号に掲げる職員で、前年以前の昇給日においてこれらの規定に掲げる処分の直接の対象となった事実に基づき昇給区分等が決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。
- 5 次の各号に掲げる職員の昇給区分等は、第1項から第4項までの規定にかかわらず、当該各

号に定める昇給区分等に決定するものとする。

- (1) 次に定める事由以外の事由によって基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(第1項第6号及び第7号に該当する職員並びに次号に掲げる職員を除く。) D
  - ア 年次休暇
  - イ 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇
  - ウ特別休暇
  - 工 代替休暇
  - オ 生理日の就業が著しく困難であることによる病気休暇(連続する最初の2暦日に限る。)
  - カ 労働組合又は職員の代表者が正当な交渉を行う時間で承認された時間
  - キ 法人が実施する健康診断の受診に要する時間で承認された時間
  - ク 職員が健康の保持増進のための総合的な健康診査を希望し、受診する場合に要する時間 で承認された時間
  - ケ 妊娠中・出産後の保健指導又は健康診査を受けるための承認された時間
  - コ 妊娠中の休息・補食のための承認された時間
  - サ 妊娠中の通勤緩和措置のための承認された時間
  - シ 業務上又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職
  - ス 業務上若しくは通勤による事故又は災害を原因とする行方不明に係る休職
  - セ 産前産後休業の期間
  - ソ 育児休業・部分休業の期間
  - タ 介護休業・部分休業の期間
  - チ 附属病院職員就業規則第31条第1項の規定による研修休業の期間
  - ツ 附属病院職員就業規則第32条第1項の規定による海外教育研究活動休業の期間
  - テ 附属病院職員就業規則第32条の2の規定による研究成果活用企業等兼業休業の日及 び時間
  - ト 附属病院職員就業規則第31条の2の規定による自己啓発等休業の期間
  - ナ 法人が特に必要と認める事由に要する時間で承認された時間
- (2) 前号に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の 日数を勤務していない職員 E
- 6 前項の規定により昇給区分等を決定することとした場合に昇給区分等がD又はEとなる職員 について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分等に決定することが著し く不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分等より上位の昇 給区分等(S、A及びBの昇給区分等を除く。)に決定することができる。
- 7 前各項の規定により昇給区分等を決定する職員の総数に占めるS、A又はBの昇給区分等に 決定する職員の数の割合は、次に掲げる割合におおむね合致していなければならない。
  - (1) 一般職員俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第2 4条各号に掲げる職員 S及びAの昇給区分等に係る割合については100分の10、Bの 昇給区分等に係る割合については100分の30
  - (2) 次に掲げる職員(ウからオに掲げる職員にあっては、職務の複雑、困難及び責任の度等を 考慮してアに掲げる職員に相当するものに限る。) 100分の20(そのうちS及びAの 昇給区分等に係る割合については100分の5以内)
    - ア 一般職員 (一) 俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
    - イ 一般職員(二)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの

- ウ 教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
- エ 医療職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
- オ 医療職員(二)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 S及びAの昇給区分等に係る割合については100分の5、Bの昇給区分等に係る割合については100分の20
- 8 附属病院職員給与規則第17条第1項及び第3項の規定による昇給及び降号の号俸数(以下「昇給等の号俸数」という。)は、昇給区分等に応じて次の表に定める号俸数とする。

昇給 区分等	S	A	В	С	D	Е	F
昇給等の	9以上	8	6	4 (一般職員俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第24条各号に掲げる職員にあっては、3)	2	0	- 2
号俸数	3 以 上	2	1	O	0	0	- 2

#### 備考

この表に定める上段の号俸数は附属病院職員給与規則第17条第3項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

- 9 前年の昇給日後に新たに職員となった職員の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(任命権者の定める職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号俸数を超えない範囲内で任命権者の定める号俸数)とする。
- 10 前2項の規定による号俸数が0となる職員は、昇給しない。
- 11 第8項又は第9項の規定による昇給等の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号俸数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第21条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給等の号俸数は、第8項及び第9項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。
- 12 第8項の規定により職員を降号させる場合であって、当該職員の昇給の前日に受けていた 号俸が職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸であるときにおける当該職員の号俸は、当該最低の号俸とする。

#### 第26条 削除

(審査の申し立て)

第27条 昇給区分等及び昇給等の号俸数の決定に関して苦情のある職員は、任命権者に対して 審査を申し立てることができる。

(研修、表彰等による昇給)

- 第28条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任命権者が特に必要と認めた場合に限り、当該各号に定める日に、附属病院職員給与規則第17条第1項の規定による昇給をさせることができる。
  - (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
  - (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は 辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のた め顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた 日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(特別の場合の昇給)

- 第29条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、任命権者が定める日に、附属病院職員給与規則第17条第1項の規定による昇給をさせることができる。
- 2 勤務成績が良好である教育職員(一)俸給表の適用を受ける職員のうち、教育・研究上の活動及び業績が社会的に認められると任命権者が認めた場合には、第22条に規定する日に本部等職員給与規則第17条第1項の規定による昇給をさせることができる。
- 3 前項の規定による昇給は、任命権者の定める数を超えてはならない。

(最高号俸を受ける職員についての適用除外)

第30条 第22条から前条までの規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

(上位資格の取得等の場合の号俸の決定)

第31条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給 として受けるべき資格を取得した場合又はこれに準ずると任命権者が認める場合に該当すると きは、その者の号俸を任命権者の定めるところにより上位の号俸に決定することができる。

(復職時等における級及び号俸の調整等)

第32条 休職にされた職員及び休業の適用を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、附属病院職員給与規則第10条第3項の規定により、部内の他の職員との均衡上調整の必要があると認められるときは、休職・休業期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第8(休職期間等換算表)に定めるところにより換算して得た期間(以下「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、復職し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に任命権者の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(その他の級及び号俸の調整)

第33条 前条に定めるもののほか、附属病院職員給与規則第10条第3項の規定により職員の 級及び号俸を調整しようとする場合には、任命権者がその調整方法をその都度決定する。

(補則)

第34条 この法人規程に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する取扱いについては、必要に応じ、任命権者が国家公務員等の例に準じてその都度決定する。

附則

- 1 この法人規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 現に附属病院職員として在職している者の級及び号俸は、平成17年4月1日において、第 15条の規定により決定されたものと見なす。

附 則 (平18.3.23法人規程14号) (施行期日)

- 1 この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。 (改正規則附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)
- 2 国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則(平成18年法人規則第14号。以下「改正規則」という。)附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「施行日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正規則附則第2項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(以下「新規程」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
  - (1) 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。) が一般職員(一)俸給表の2級若しくは5級、一般職員(二)俸給表の4級であった職員 旧 級及び旧級の1級下位の職務の級に施行日の前日まで引き続き在職していた期間
  - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に施行日の前日まで引き続き在職していた期間
- 3 改正規則附則第2項適用職員に係る施行日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格 (施行日から平成19年3月31日までの間における新規程第17条の規定によるものに限 る。)については、同条第3項中「現に属する級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月3 1日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、一般職 員(一)俸給表の2級若しくは5級、一般職員(二)俸給表の4級(以下この項において「特 定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに 改正規則附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。) に通算1年以上、旧級が同規則附則第2項別表の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職 務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上)」とする。

(施行日における昇格又は降格の特例)

4 施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその 者が施行日に受けることとなる号俸を施行日の前日に受けていたものとみなして附属病院職員 給与規則第13条又は第14条の規定を適用する。

(初任給に関する経過措置)

5 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号俸の決定について新規程第12条から第14条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号俸(以下この項において「特定号俸」という。)の号数から新規程第10条第1項の規定による号俸(新規程第12条の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が新規程第25条第1項に規定する特定職員であると

きは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号俸は、新規程第12条から第14条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の10月1日(新規程第25条第1項に規定する特定職員にあっては、同年の8月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における新規程第22条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間における特定職員の昇給の号俸数の特例)

6 平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間における特定職員の昇給の号俸数については、新規程第25条第1項の表にかかわらず、次のとおりとする。

昇給区分		A	В	С	D
平成19年1月1日	5以上	3	1	0	
	55歳以上	2以上	1	0	0
平成20年1月~	54歳以下	7以上	5	2	1
平成22年1月	55歳以上	3以上	2	1	0

ただし、平成18年4月2日から平成18年12月31日までに新たに職員となった特定職員の平成19年1月1日における昇給の号俸数は、この表の昇給区分の平成20年1月~平成22年1月に対応する号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(任命権者の定める特定職員にあっては、任命権者の定める号俸数)とする。この場合において、この項の規定による号俸数が0となる特定職員は、昇給しない。

(平成19年1月1日における一般職員の昇給の号俸数等)

- 7 平成19年1月1日において、特定職員以外の職員(以下「一般職員」という。)を昇給(新規程第28条又は第29条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号俸数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数(以下「基準号俸数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、施行日(施行日後に新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(任命権者の定める一般職員にあっては、任命権者の定める号俸数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。
  - (1) この項の規定による号俸数が0となる一般職員
  - (2) 附属病院職員給与規則第17条第3項の規定の適用を受ける一般職員で次項第2号又は 第3号に掲げる一般職員に該当するもの
  - (3) 次項第3号に掲げる一般職員(附属病院職員給与規則第17条第3項の規定の適用を受けるものを除く。) で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの
- 8 一般職員の基準号俸数は、新規程第23条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号俸以上(附属病院職員給与規則第17条第3項 の規定の適用を受ける一般職員にあっては、4号俸以上)
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号俸
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号俸以下
- 9 新規程第25条第6項に定める事由以外の事由によって施行日から平成18年12月31日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員及び平成18年4月1日から同年12月31日の間に、停職、減給又は戒告の処分を受けた一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 10 第7項の規定による昇給の号俸数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から同日の前日にその者が受けていた号俸(同月1日において職務の級を異にする異動又は新規程第20条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる一般職員の昇給の号俸数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

附 則(平19.3.22法人規程14号)

(施行期日)

- 1 この法人規程は、平成19年4月1日から施行する。 (初任給に関する経過措置)
- 2 平成26年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号俸の決定について改正後の第12条から第14条までの規定の適用を受けることとなる者(同日において38歳に満たない職員を除く。)のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号俸(以下この項において「特定号俸」という。)の号数から第10条第1項の規定による号俸(第12条の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が特定職員(一般職員俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第24条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号俸は、改正後の第12条から第14条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における第22条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。
  - (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月 1日まで
  - (2) 平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日において46歳に満たない職員(次 号及び第4号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで
  - (3) 平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日において45歳に満たない職員(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで
  - (4) 平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日において40歳に満たない職員 平成19年1月1日

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号俸数の特例)

3 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号俸数については、第 25条第8項の表の改定規定にかかわらず、次のとおりとする。

昇給区 分	A	В	С	D	Е
54歳以下	7以上	5	3 (一般職員俸給表(一)の適用を受ける職員 でその職務の級が7級以上であるもの又は第 24条各号に掲げる職員にあっては、2)	1	0
55歳以上	3以上	2	1	0	0

附 則 (平19.12.20法人規程53号)

- 1 この法人規程は、平成20年1月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに職員でなくなった者及び施行日に在籍派遣(国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則(平成16年法人規則第18号)第2条第1号に規定する職員をいう。)されている職員については、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、平成19年4月2日から平成19年12月31日までにおいて 採用された者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。

附 則(平20.3.13法人規程8号)

(施行期日)

1 この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に係る経過措置)

2 この法人規程の施行の際現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合における改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程別表第8の規定の適用については、同表中育児休業の項の換算率欄に「3/3以下」とあるのは、「3/3以下(当該期間のうち平成20年4月1日前の期間については1/2以下)」とする。

附 則(平21.11.26法人規程47号)

(施行期日)

1 この法人規程は、平成21年12月1日から施行する。 (経過措置)

2 この法人規程の施行の日から平成22年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用 を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由により その受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従 前の例によることができる。

附 則(平22.3.25法人規程10号) この法人規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 (平22.12.22法人規程54号) (施行期日)

1 この法人規程は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この法人規程の施行の日から平成23年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用 を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由により その受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従 前の例によることができる。

附 則 (平23.3.24法人規程9号) (施行日)

- 1 この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。
  - (平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日に昇給した職員その他これに準ずる職員として国家公務員等の例で定めるものの平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則 (平24.3.29法人規程13号) (施行日)

- 1 この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。 (平成24年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成24年4月1日(以下「調整日」という。)において30歳以上36歳未満の職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給でいずれかの抑制を受けた職員その他これに準ずる職員として国家公務員等の例で定めるものの調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 「調整日」において30歳未満の職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給でいずれかのみの抑制を受けた職員その他これに準ずる職員として国家公務員等の例で定めるものの調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 4 「調整日」において30歳未満の職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給でいずれか2以上の抑制を受けた職員その他これに準ずる職員として国家公務員等の例で定めるものの調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の2号俸上位の号俸とする。

附 則(平25.1.31法人規程2号) この法人規程は、平成25年2月1日から施行する。 附 則(平25.3.28法人規程29号)

(施行日)

1 この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。 (平成25年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成25年4月1日(以下「調整日」という。)において31歳以上37歳未満の職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給でいずれか2以上の抑制を受けた職員その他これに準ずる職員として国家公務員等の例で定めるものの調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 調整日において37歳以上39歳未満の職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給でいずれかの抑制を受けた職員その他これに準ずる職員として国家公務員等の例で定めるものの調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平25.11.28法人規程65号) この法人規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平26.3.27法人規程12号) (施行日)

1 この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。 (平成26年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成26年4月1日(以下「調整日」という。)において38歳に満たない職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給のいずれの昇給においても抑制を受けた職員その他これに準ずる職員として国家公務員等の例で定めるものの調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 調整日において38歳以上40歳未満の職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給でいずれか2以上の抑制を受けた職員その他これに準ずる職員として国家公務員等の例で定めるものの調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 4 調整日において40歳以上45歳未満の職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給でいずれかの抑制を受けた職員その他これに準ずる職員として国家公務員等の例で定めるものの調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平26.11.27法人規程67号) この法人規程は、平成27年1月1日から施行する。 附 則 (平26.12.18法人規程74号) (施行期日)

- 1 この法人規程は、平成27年1月1日から施行する。 (初任給に関する経過措置)
- 2 平成30年4月1日(以下「調整日」という。)以後に新たに職員となり、その者の号俸の決 定について改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関す る規程(以下「新規程」という。)第12条から第14条までの規定の適用を受けることとな る者(調整日において37歳に満たない職員を除く。)のうち、新たに職員となった日(以下「採 用日」という。)から、これらの規定による号俸(以下「特定号俸」という。)の号数から新規 程第10条第1項の規定による号俸(新規程第12条の規定により初任給基準表の初任給欄の 号俸とすることができることとされている号俸を除く。) の号数を減じた数を4(新たに職員と なった者が特定職員(一般職員俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上で あるもの及び新規程第24条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)であるときは、3)で除 して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下「調整年数」とい う。)をさかのぼった日が平成27年1月1日前となるものの採用日における号俸は、新規程 第12条から第14条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日(当該 さかのぼった日が同日の属する年の11月1日(特定職員にあっては、同年の10月1日)以 後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における新規程 第22条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年におけ るものに限る。)の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。
  - (1) 次号から第5号までに掲げる職員以外の職員 平成19年から平成22年まで及び平成27年
  - (2) 調整日において50歳に満たない職員(次号から第5号に掲げる職員を除く。) 平成1 9年から平成21年及び平成27年
  - (3) 調整日において49歳に満たない職員(次号及び第5号に掲げる職員を除く。) 平成1 9年、平成20年及び平成27年
  - (4) 調整日において 4.4 歳に満たない職員(次号に掲げる職員を除く。) 平成 1.9 年及び平成 2.7 年
  - (5) 調整日において42歳に満たない職員 平成27年

附 則(平27.3.26法人規程9号) この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平27.12.24法人規程67号) この法人規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平28.2.18法人規程4号)

この法人規程は、平成28年3月1日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平28.3.24法人規程19号)

- 1 この法人規程は、平成28年3月24日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の

別表第7の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平28.12.22法人規程70号) (施行期日)

1 この法人規程は、平成29年1月1日から施行する。 (経過措置)

2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程第 25条第5項第1号タ及び別表第8の規定にかかわらず、この法人規程の施行の日以前におけ る介護休業・部分休業の期間については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則(平29.1.26法人規程2号)

- 1 この法人規程は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の 別表第7の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平30.1.25法人規程2号)

- 1 この法人規程は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の 別表第7の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平30.3.22法人規程23号) (施行日)

- 1 この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。 (平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日(以下「調整日」という。)において37歳に満たない職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成27年1月1日の昇給の抑制を受けた職員その他これに準ずる職員として国家公務員等の例で定めるものの調整日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則 (平31.1.24法人規程5号)

- 1 この法人規程は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程別 表第7の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令元.12.26法人規程22号)

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項から第8項まで、 第11項及び第12項並びに第27条の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令2.1.23法人規程4号)

- 1 この法人規程は、令和2年2月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程別 表第7の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令4.3.24法人規程16号) この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令5.3.23法人規程17号) この法人規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令6.3.28法人規程31号) この法人規程は、令和6年4月1日から施行する。

# 別表第1 級別標準職務表(第3条関係)

# (1) 一般職員(一) 俸給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1級	定型的な職務を行う一般職員、技術職員、社会福祉士、診療情報管理士又は臨床心理 士の職務
2級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする職務を行う一般職員、技術職員、社会福祉士、 診療情報管理士又は臨床心理士の職務
3級	1 係長級職員又は技術専門職員の職務 2 困難な職務を処理する主任の職務
4級	1 主幹級職員又は技術専門官の職務 2 特に困難な職務を処理する係長級職員又は技術専門職員の職務
5級	1 課長級職員の職務 2 困難な職務を処理する主幹級職員又は技術専門官の職務
6級	1 困難な職務を処理する課長級職員の職務 2 特に困難な職務を処理する技術専門官の職務
7級	部長級の職務
8級	困難な職務を処理する部長級の職務 調整官の職務
9級	困難な職務を処理する調整官の職務

## (2) 一般職員(二) 俸給表級別標準職務表

	頁 (二)
職務の級	標 準 的 な 職 務
	1 医療機器操作員、医療技術補助員、機械操作員、ボイラー技士、電工(以下「一般技能職員」という。)の職務
1級	2 教務助手、実験助手、看護助手の職務
1 7/9X	3 調理師の職務
	4 乗用車運転手の職務
	5 用務員、炊婦の職務
	1 相当の技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務
	2 相当の技能又は経験を必要とする教務助手、実験助手、看護助手の職務
2級	3 相当の技能又は経験を必要とする調理師の職務
	4 相当の技能又は経験を必要とする乗用車運転手の職務
	5 特に困難な職務を行う用務員、炊婦の職務
	1 高度な技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務
	2 高度な技能又は経験を必要とする教務助手、実験助手、先任看護助手の職務
3級	3 高度な技能又は経験を必要とする調理師の職務又は調理主任の職務
	4 副車庫長又は高度な技能又は経験を必要とする乗用車運転手の職務
	5 数名の用務員又は炊婦を直接指揮監督する用務員又は炊婦の職務

4級	1 2 3	特に困難な職務を行う一般技能職員の職務 調理師長又は特に困難な職務を行う調理主任の職務 車庫長の職務
5級	1 2	特に困難な職務を行う調理師長の職務 特に困難な職務を行う車庫長の職務

# (3) 教育職員(一)俸給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務							
1級	1 助手の職務							
1 形义	2 任命権者が定める職種の職務							
	1 助教の職務							
2級	2 講師で任命権者が特に必要と認める職務							
2 //9X	3 助手で任命権者が特に必要と認める職務							
	4 外部資金職員で任命権者が定める職種の職務							
	1 講師の職務							
3級	2 准教授で任命権者が特に必要と認める職務							
3 秋	3 助教で任命権者が特に必要と認める職務							
	4 外部資金職員で任命権者が定める職種の職務							
4 VT.	1 准教授の職務							
4級	2 教授で任命権者が特に必要と認める職務							
5級	教授の職務							

## (4) 医療職員(一) 俸給表級別標準職務表

, , ,	只( ) 中州
職務の級	標準的な職務
	1 栄養士の職務
	2 診療放射線技師の職務
<b>1</b> √∏	3 臨床検査技師の職務
1級	4 臨床工学技士の職務
	5 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の職務
	6 視能訓練士の職務
	1 薬剤師の職務
2級	2 相当困難な職務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士又は歯科衛生士等の職務
	1 相当困難な職務を行う薬剤師の職務
	2 薬剤主任の職務
2 ⁄ 🗥	3 栄養主任、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任理
3級	学療法士、主任作業療法士又は主任言語聴覚士の職務
	4 困難な職務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学
	療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士又は歯科衛生士等の職務

	1 特に困難な職務を行う薬剤師の職務
	2 困難な職務を行う薬剤主任の職務
	3 副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副臨床工学技士長又は副療法士長の職
4級	務
4 ///	4 特に困難な職務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士又は歯科衛生士等の職務
	5 困難な職務を行う栄養主任、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任臨床
	工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士又は主任言語聴覚士の職務
	1 特に困難な職務を行う薬剤主任の職務
	2 副薬剤部長の職務
5級	3 特に困難な職務を行う副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副臨床工学技士
	長又は副療法士長の職務
	4 栄養管理室長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、臨床工学技士長又は療法士
	1 特に困難な職務を行う副薬剤部長の職務
6級	2 困難な職務を行う栄養管理室長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、臨床工学
	技士長又は療法士長の職務
7級	特に困難な職務を行う診療放射線技師長、臨床検査技師長、臨床工学技士長又は療法
1 719X	士長の職務

# (5) 医療職員(二) 俸給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	准看護師の職務
2級	<ul><li>1 看護師の職務</li><li>2 保健師又は助産師の職務</li></ul>
3級	<ul><li>1 相当困難な職務を行う看護師又は保健師の職務</li><li>2 副看護師長の職務</li><li>3 看護師長の職務</li></ul>
4級	<ul><li>1 相当困難な職務を行う看護師長の職務</li><li>2 主任看護師長の職務</li><li>3 副看護部長の職務</li></ul>
5級	1 困難な職務を行う副看護部長の職務 2 看護部長の職務
6級	困難な職務を行う看護部長の職務
7級	特に困難な職務を行う看護部長の職務

## (1) 一般職員(一)俸給表級別資格基準表

=	試 験	学歴免許					職務の	の級			
Ħ	it、	等	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	法人等職員採用	大学4卒		3	4	4	2	2	別に定	別に定	別に定
	試験	八子4平	0	3	7	11	13	15	める	める	める
	I種試験	大学4卒			4	4	2	2	別に定	別に定	別に定
	1 1里时间火	八子4年		0	5	9	11	13	める	める	める
正	Ⅱ種試験	大学4卒		3	4	4	2	2	別に定	別に定	別に定
正規の試験	11 7里記入例史	八子4平	0	3	7	11	13	15	める	める	める
試	Ⅲ種試験	古状り女		8	4	4	2	2	別に定	別に定	別に定
験	1111/里記入初史	高校3卒	0	8	12	16	18	20	める	める	める
	上級(乙)試	大学4卒		3	4	4	2	2	別に定	別に定	別に定
	験	八子4平	0	3	7	11	13	15	める	める	める
		/5十0 女		5.5	4	4	2	2	別に定	別に定	別に定
	中級試験	短大2卒	0	6	10	14	16	18	める	める	める
その		中学卒		9	4	4	2	2	別に定	別に定	別に定
他		中子平	3	12	16	20	22	24	める	める	める

- 注 1 経験年数は試験に合格した時以後又は学歴免許等を取得した時以後とする。
  - 2 正規の試験欄の I 種試験、Ⅲ種試験、Ⅲ種試験、上級(乙) 試験及び中級試験は、国家 公務員採用試験の区分による。

## (2) 一般職員(二)俸給表級別資格基準表

				職務の級					
職種		学歴免許等	1級	2級	3級	4級	5級		
		高校3卒		6	4	別に定める	ロルテウムフ		
技能職員		向仪 3 平	0	6	17	別に足める	がにためる		
1又形		中学卒		9	4	ロルマウムフ	別に定める		
		中子平	0	9	20	別に定める			
労務職員	第6 中学本			5	別に定める				
力伤喊貝		十十十	0	25	がにためる				

## 備考

- 1 職種欄の区分は、その区分に応じて次の各号に掲げる者に適用する。
  - 一 技能職員
    - (1) 機械操作員、医療機器操作員、電工((5)に掲げる者を除く。)
    - (2) 教務助手、実験助手、看護助手、医療技術補助員
    - (3) 調理師
    - (4) 乗用車運転手
    - (5) ボイラー技士、電工(電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定する自家用電

気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う者に限る。)

- 二 労務職員
  - (1) 用務員
  - (2) 炊婦
- 2 次に掲げる者でその者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の「高校3卒」の 区分に達しないものに対するこの表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、そ の者の学歴免許等の資格にかかわらず、「高校3卒」の区分による。
  - 一 前項第1号の(4)に掲げる者
  - 二 前項第1号の(5)に掲げる者
- 3 前項各号に掲げる者にこの表を適用する場合におけるこれらの職の経験年数は、それぞれその免許等の資格を取得した時以後のものとする。ただし、任命権者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

## (3) 教育職員(一)俸給表級別資格基準表

職種	学歴免許等		職	務の	級	
400 个里	子座兒計寺	1級	2級	3級	4級	5級
	大学4卒				3	2
   教  授 <del>-</del>	八子4年			0	9	16
<b>教 </b>	短大2卒				3	2
	<b>应八</b> 2年			0	12	19
	大学4卒			6	3	
教授又は准教授	八子4千	0	0	6	9	
名	短大2卒			6	3	
	<b>应</b> 八24	0	0	9	12	
	1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			6		
准教授、講師、助教又は外部 資金職員で任命権者が定める	大学4卒	0	0	6		
職種	与人。本			6		
相以任	短大2卒	0	0	9		
	大学4卒					
講師、助教、助手又は外部資金職員で任命権者が定める職	八子4卒	0	0			
種	<b>每十</b> 0 本		2.5			
1年	短大2卒	0	2.5			
	大学4卒					
助手又は任命権者が定める職	八子4年	0				
種	短大2卒					
	/並/ (2 十	0				

# (4) 医療職員(一)俸給表級別資格基準表

職	種	学歴免許等			職	務の	級		
月取	7里	子庭允许等	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

I		I	l				1	1
	大学6卒			2	3	4	別に定	
薬剤師	, , , o l		0	2	8	18	める	
NO Harb	大学4卒			5	3	4	別に定	
	)(1 I		0	5	8	18	める	
	大学4卒			5	3	2	別に定	
栄養士	)( ) 1 <del> </del>		0	5	8	19	める	
<b>水及工</b>	短大2卒		2. 5	5	3	2	別に定	
	MD(2 —	0	2. 5	8	11	21	める	
	大学4卒			5	3	4	別に定	別に定め
診療放射線技師	八十五十		0	5	8	19	める	る
	短大3卒		1	5	3	4	別に定	別に定め
	~~~~~~	0	1	6	9	20	める	る
	大学4卒			5	3	4	別に定	別に定め
臨床検査技師	八十年十		0	5	8	19	める	る
四八八八万三十八人口	短大3卒		1	5	3	4	別に定	別に定め
	<b> </b>	0	1	6	9	20	める	る
	大学4卒			5	3	4	別に定	別に定め
吃古工学壮士	八子4平		0	5	8	19	める	る
臨床工学技士	/ 日土 2 女		1	5	3	4	別に定	別に定め
	短大3卒	0	1	6	9	20	める	る
	上岸 4 左			5	3	4	別に定	別に定め
理学療法士	大学4卒		0	5	8	19	める	る
作業療法士	伝上の女		1	5	3	4	別に定	別に定め
	短大3卒	0	1	6	9	20	める	る
	1.25 1 <del>1.</del>			5	3	4	別に定	別に定め
二年	大学4卒		0	5	8	19	める	る
言語聴覚士	/ 日土 2 女		1	5	3	4	別に定	別に定め
	短大3卒	0	1	6	9	20	める	る
	1-25 1 <del>15</del>			5	別に定			
	大学4卒		0	5	める			
視能訓練士	后上の本		1	5	別に定			
	短大3卒	0	1	6	める			
	信上の士	0	2. 5	5	別に定			
	短大2卒		2. 5	8	める			
歯科衛生士	高 校		4	5	別に定			
	専攻科卒	0	4	9	める			
			2.5	5	別に定			
	短大2卒	0	2. 5	8	める			
歯科技工士		0	5	5	別に定			
	高校3卒	0	5 5		がると			
		<u> </u>	υ	10	W/W			

#### 備考

この表を適用する場合における経験年数は、それぞれその職種に対応する免許を取得した時以後のものとする。

ただし、任命権者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

## (5) 医療職員(二)俸給表級別資格基準表

	心	種	学歴免許等			職	務の	級		
'	職	悝	子腔兄計寺	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
保	健	師	大学4卒			5	1	別に定	別に定	別に定め
助	産	師	入子4平		0	5	14	める	める	る
<b>=</b> .	⇒⊭	師	短大2卒			7	1	別に定	別に定	別に定め
看	護	ĦIĦ	<b>超八 2 平</b>		0	7	16	める	める	る
γ <i>H</i> -∋	音護師	ī.	准看護師							
作压力	目で印	l1	養成所卒	0						

## 備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203 号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における経験年数は、それぞれその職種に対応する免許を取得した時 (保健師及び助産師で看護師免許を有する職にあっては、看護師免許を取得した時)以後のも のとする。ただし、任命権者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第3 学歴免許等資格区分表(第5条関係)

学歴免	 許等の区分	学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学歴区分	ナ 底 丸 可 守 り 貝 悄
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	一 博士課程修了	<ul><li>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了</li><li>(2) 外国における大学院博士課程等(大学院における修業年限3年以上となるものに限る。)の修了(通算修学年数が19年以上となり、かつ、博士の学位を取得した場合に限る。)</li><li>(3) 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格</li></ul>
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 外国における大学院修士課程等(大学院における修業年限1年以上となるものに限 る。)の修了(通算修学年数が17年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限 る。) (3) 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
1 大学卒	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	<ul> <li>(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業</li> <li>(2) 文部科学大臣の認めた大学の通信教育の課程の修了(学士の学位を取得した場合に限る。)</li> <li>(3) 大学改革支援・学位授与機構(大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。)から学士の学位取得</li> <li>(4) 防衛大学校の卒業</li> <li>(5) 外国における大学等の卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)</li> <li>(6) 司法試験法又は公認会計士法による第2次試験の合格</li> <li>(7) 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格</li> </ul>
	一 短大3卒	<ul><li>(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業</li><li>(2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業</li><li>(3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業</li><li>(4) 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格</li></ul>
2 短大卒	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻 科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	一 高校専攻科卒	<ul><li>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻 科の卒業</li><li>(2)上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格</li></ul>
3 高校卒	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2) 大学入学資格検定規程による試験の合格 (3) 外国における高等学校等の修了(通算修学年数が12年以上となるものに限る。) (4) 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1)保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2)上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	<ul><li>(1) 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の卒業 又は中等教育学校の前期課程の修了</li><li>(2) 外国における中学校の卒業(通算修学年数が9年以上となるものに限る。)</li><li>(3) 上記に相当すると任命権者が認める学歴免許等の資格</li></ul>

#### 別表第4 経験年数換算表(第6条関係)

経	歴	換 算 率
国家公務員、独立行政法人職員、国立大学法人職員、大学共同利用機関	職員の職務とその種類が類似する職務に従事し た期間	100/100以下
法人職員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政	その他の期間	80/100以下 (均衡を失する場合
府の職員としての在職期間	7,7,11,4	100/100以下)
	職員としての職務にその経験が直接役立つと認め られる職務に従事した期間	
民間における企業体、団体等の職員と	(週30時間以上必要)	100/100以下
しての在職期間	その他の期間	
	(週30時間未満)	80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関におり	ける在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)	100/100以下
(大学の一の学部の課程修了後、再度	他の学部に入学し卒業した場合を含む。)	
	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの(非常勤講師の取り扱いは(注)参照)	100/100以下
7 0 lb 0 40 88	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務	50/100以下
その他の期間	についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	(均衡を失する場合 100/100以下)
	その他の期間	25/100以下 (均衡を失する場合 及び教育職員俸給表 の適用を受ける職員 50/100以下)

## 備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は100/100以下)とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で任命権者が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を任命権者が決定する。
- 注 非常勤講師の経験年数の換算については、次による。
  - 1 「大学(短大含む。)」における非常勤講師の取扱い 週10時間以上 100/100換算 10時間未満 80/100換算
    - ○2以上の大学(短大含む。)の時間数を合算することができる。
  - 2「高校」における非常勤講師の取扱い

週16時間以上 100/100換算 週16時間未満 80/100換算

## 別表第5 修学年数調整表(第7条関係)

			基 準 学	歴 区 分	
学 歴 区 分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		(16年)	(14年)	(12年)	(9年)
博士課程修了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+12年
修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学6卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
大学4卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短大3卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
短大2卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校3卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
高校2卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中学卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	

### 備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「ー」の年数は減ずる年数をを示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴区分欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対応する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数を減ずる年数とし、その年数が負となるときはその年数を減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

### 別表第6 初任給基準表(第10条関係)

### (1) 一般職員(一)俸給表初任給基準表

職種	試 験 区 分	学歴免許等	初 任 給
一般職員	法人等職員採用試験		1級25号俸
技術職員	I 種試験		2級1号俸
社会福祉士	Ⅱ種試験		1級25号俸
診療情報管理士	Ⅲ種試験		1級5号俸
臨床心理士	その他	高校3卒	1級1号俸

## 備考

試験区分欄のⅠ種試験、Ⅱ種試験及びⅢ種試験は、国家公務員採用試験の区分による。

#### (2) 一般職員(二)俸給表初任給基準表

Į	哉	拜	重	学歴免許等				初	任	給
技	能	職	員	高	校	3	卒	1級17号傳	ž	
1又	旧	邦联	貝	中	学	£	卒	1級9号俸		
労	務	職	員					1級1号俸か	いら1級2	2 9 号俸

#### 備考

- 1 職種欄の各区分については、別表第2の一般職員(二)俸給表級別資格基準表の備 考第1項に定めるところによる。
- 2 別表第2の一般職員(二)俸給表級別資格基準表の備考第2項に規定する職に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については同項の規程を、同表の備考第3項に規定する職員に第13条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については同表の備考第3項の規定を準用する。
- 3 職種欄の「労務職員」の区分の適用を受ける職員に対する第11条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められるものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職	種	経	験	年	数		初	任	給	
労務職員		9年以	上1	8年	=未満	1級	3 7 号	俸から	1級5	7号俸
力伤啾貝		18年	以上	1		1級	6 1 号	俸から	1級6	9 号俸

注 経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した 以後のものとする。

- 4 別表第2の一般職員(二)俸給表級別資格基準表の備考第1項に掲げる者のうち、新たに職員となった者でその級を1級に決定された「高校3卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に対する第10条の規定の適用については、1級17号俸から1級29号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。
- 5 前項の規定の適用を受けた職員については、第12条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第13条第1項の規定を適用する場合には、同項中「10年までの年数」とあるのは「7年までの年数」と、同項第4号中「経験年数」とあるのは「経験年数」とあるのは「経験年数」とする。
- 6 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

## (3) 教育職員(一)俸給表初任給基準表

職種	学	歴	免	許	等		初	任	給	
	博士詞	課程	修	了 (7	大学					
## H # ∀ ∀ \		後の	) 課	程に	2. 限	2級3	7 号俸			
講師、助教又は	る。)	)								
外部資金職員で 任命権者が定め	博士詞	課程	修丁	<del>*</del>		2級3	1 号俸			
古明権有が足め   る職種	修士記	課程	修丁	<del>-</del>		9 ⁄/ 1	3 号俸			
る。東京	大学	6卒				∠ 形汉 Ⅰ	3万俗			
	大学	4卒				2級1	号俸			
	博士詞	課程	修丁	<del>-</del>						
	(大学	学 6	卒征	後の記	果程	1級4	9 号俸			
出エコはどる佐	に限る	る。)	)							
助手又は任命権	博士詞	課程	修丁	*		1級4	3号俸			
者が定める職種	修士記	課程	修丁	*		1 知の	5 旦佬			
	大学	6 卒				1 7 亿	5 号俸			
	大学	4 卒				1級1	3号俸			

## (4) 医療職員(一)俸給表初任給基準表

職		種	学	歴	免	許	等	初 任 給
薬	剤	師	大学	6 卒	2			2級15号俸
采	刋	티비	大学	4 卒	2			2級1号俸
栄	養	士	大学	4 卒	2			2級1号俸
术	食	上	短大	2 卒	2			1級11号俸
診療抗	₩ 食品・公覧	比師	大学	4 卒	2			2級1号俸
1007年ル	又为了的	(1X bili	短大	: 3 卒	2			1級17号俸

The de IA de IA de T	大学4卒	2級1号俸					
臨床検査技師	短大3卒	1級17号俸					
	大学4卒	2級1号俸					
臨床工学技士	短大3卒	1級17号俸					
理学療法士	大学4卒	2級1号俸					
作業療法士	短大3卒	1級17号俸					
<b>三</b> 氢酶份上	大学4卒	2級1号俸					
言語聴覚士	短大3卒	1級17号俸					
担约到纳土	大学4卒	2級1号俸					
視能訓練士	短大3卒	1級17号俸					
歯科衛生士	短大2卒	1級11号俸					
	高校専攻科卒	1級7号俸					
歯科技工士	短大3卒	1級17号俸					
	短大2卒	1級11号俸					

#### 備考

別表第2の医療職員(一)俸給表級別資格基準表の備考に規定する職に第13条第1項 の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用 する。

#### (5) 医療職員(二)俸給表初任給基準表

耳	哉	種	学	歴	免	許	等	初 任 給				
保	健	師	大学	4 卒	ŝ			2級11号俸				
助	産	師	短大3卒					2級5号俸				
<b>=</b>	<b>壬</b> 类 任	缶	短大3卒					2級5号俸				
自	看 護 師		短大2卒					2級1号俸				
准看護師		准看護師養成所卒				Ž.	1級1号俸					

## 備考

- 1 この表の「准看護師養成所卒」については、それぞれ別表第2の医療職員(二)俸 給表級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- 2 この表の適用を受ける職員に第13条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職員(二)俸給表級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3 号の規定に該当した者で保健師、 助産師又は看護師となったものに対するこの表の適 用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それ ぞれ「大学4卒」にあっては2級13号俸、「短大2卒」にあっては2級9号俸とす る。

# 別表第7 昇格時対応号俸表(第18条関係)

# (1)一般職員(一)俸給表昇格時対応号俸表

(1) 一般職員	(一) 俸	稻表异的	5時对心方	7 体表				
昇格した日の前			昇	格後	の号	俸		
日に受けていた	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号俸								
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
			•		•	•		

30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	21	37	38	46	43	30	30	
55	22	38	39	47	44	30	30	
56	22	38	40	48	44	30	30	
57	23	39	41	49	45	31	30	
58	23	39	42	50	45	31	31	
59	24	40	43	51	46	31	31	
60	24	40	44	52	46	31	31	
61	25	41	45	53	47	31	31	
62	25	42	45	54	47	31		
63	26	43	45	55	48	31		
64	26	44	46	56	48	31		

65	27	45	46	57	49	31		
66	27	45	46	58	49	31		
67	28	46	47	59	50	31		
68	28	46	47	60	50	31		
69	29	47	47	61	50	31		
70	29	47	48	62	50	31		
71	29	48	48	63	50	31		
72	30	48	48	64	50	31		
73	30	49	49	65	50	31		
74	30	49	49	66	50	31		
75	31	49	49	67	50	31		
76	31	49	50	68	50	31		
77	31	49	50	68	51	31		
78	32	50	50	68	51	32		
79	32	50	51	68	51	32		
80	32	50	51	68	51	32		
81	33	50	51	69	51	32		
82	33	50	52	69	51	32		
83	33	51	52	69	51	32		
84	34	51	52	69	51	32		
85	34	51	53	69	51	33		
86	34	51	53	70	51			
87	35	51	53	70	51			
88	35	52	53	70	51			
89	35	52	54	71	52			
90	36	52	54	72	52			
91	36	52	54	73	52			
92	36	52	54	74	52			
93	37	53	55	75	53			
94		53	55					
95		53	55					
96		53	55					
97		53	55					
98		54	55					
99		54	55					
							•	

100	54	56			
101	54	56			
102	54	56			
103	55	56			
104	55	56			
105	55	56			
106	55	56			
107	55	57			
108	56	57			
109	56	57			
110	56	57			
111	56	57			
112	56	57			
113	56	57			
114	56				
115	56				
116	56				
117	57				
118	57				
119	57				
120	57				
121	57				
122	57				
123	57				
124	57				
125	57				

### (2) 一般職員(二) 俸給表昇格時対応号俸表

昇格した日の前日に受け		昇 格 後	の号俸	
ていた号俸	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1

6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	17	1	9
27	1	18	1	10
28	1	18	1	10
29	1	19	1	11
30	1	19	2	11
31	1	20	3	12
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18

41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	33	18	21
47	11	34	19	22
48	12	34	20	22
49	13	35	21	23
50	14	35	22	23
51	15	36	23	24
52	16	36	24	24
53	17	37	25	25
54	18	38	26	25
55	19	39	27	26
56	20	40	28	26
57	21	41	29	27
58	22	42	30	27
59	23	43	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	49	38	31
67	31	50	39	32
68	32	50	40	32
69	33	51	41	33
70	34	51	42	33
71	35	52	43	33
72	36	52	44	33
73	37	53	45	34
74	38	53	46	34
75	39	53	47	34

76	40	54	48	34
77	41	54	49	35
78	42	54	50	35
79	43	55	51	35
80	44	55	52	35
81	45	55	53	36
82	45	56	54	36
83	45	56	55	36
84	46	56	56	36
85	46	57	57	36
86	46	57	58	36
87	47	57	59	37
88	47	58	60	37
89	47	58	61	37
90	48	58	61	37
91	48	59	62	37
92	48	59	62	37
93	49	59	63	38
94	49	60	63	38
95	49	60	64	38
96	50	60	64	38
97	50	61	65	38
98	50	61	65	38
99	51	61	66	39
100	51	62	66	39
101	51	62	67	39
102	52	62	67	
103	52	63	68	
104	52	63	68	
105	52	63	69	
106	52	64	70	
107	53	64	71	
108	53	64	72	
109	53	65	73	
110	53	65	73	

111       53       65       74         112       54       65       74         113       54       66       75         114       54       66       76         115       54       66       76         116       54       66       76         117       55       67       76         118       55       67       76         119       55       67       76         120       55       67       76         121       55       67       76         122       67       76         123       67       76         124       67       76         125       67       77         126       67       77         127       67       77         128       67       77         130       67       77         131       67       77         132       67       77         133       67       77         134       67       77         135       67       77         136       67       77 </th <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>					
113       54       66       75         114       54       66       75         115       54       66       76         116       54       66       76         117       55       67       76         118       55       67       76         119       55       67       76         120       55       67       76         121       55       67       76         122       67       76         123       67       76         124       67       76         125       67       77         126       67       77         128       67       77         130       67       77         131       67       77         132       67       77         133       67       77         134       67       77         135       67       67         136       67       67	111	53	65	74	
114       54       66       75         115       54       66       76         116       54       66       76         117       55       67       76         118       55       67       76         119       55       67       76         120       55       67       76         121       55       67       76         122       67       76         123       67       76         124       67       76         125       67       77         126       67       77         127       67       77         128       67       77         129       67       77         130       67       77         131       67       77         132       67       77         133       67       77         134       67       77         135       67       77         136       67       67	112	54	65	74	
115       54       66       76         116       54       66       76         117       55       67       76         118       55       67       76         119       55       67       76         120       55       67       76         121       55       67       76         122       67       76         123       67       76         124       67       76         125       67       77         126       67       77         127       67       77         128       67       77         130       67       77         131       67       77         132       67       77         133       67       77         134       67       77         135       67       77         136       67       67	113	54	66	75	
116       54       66       76         117       55       67       76         118       55       67       76         119       55       67       76         120       55       67       76         121       55       67       76         122       67       76         123       67       76         124       67       76         125       67       77         126       67       77         127       67       77         128       67       77         129       67       77         130       67       77         131       67       77         132       67       77         133       67       77         134       67       77         135       67       67         136       67       67	114	54	66	75	
117     55     67     76       118     55     67     76       119     55     67     76       120     55     67     76       121     55     67     76       122     67     76       123     67     76       124     67     76       125     67     77       126     67     77       127     67     77       128     67     77       130     67     77       131     67     77       132     67     77       133     67     77       134     67     77       135     67     77       136     67     67	115	54	66	76	
118       55       67       76         119       55       67       76         120       55       67       76         121       55       67       76         122       67       76         123       67       76         124       67       76         125       67       77         126       67       77         127       67       77         128       67       77         129       67       77         130       67       77         131       67       77         133       67       77         134       67       77         135       67       77         136       67       67	116	54	66	76	
119       55       67       76         120       55       67       76         121       55       67       76         122       67       76         123       67       76         124       67       76         125       67       77         126       67       77         127       67       77         128       67       77         130       67       77         131       67       77         132       67       77         133       67       77         134       67       77         135       67       77         136       67       67	117	55	67	76	
120     55     67     76       121     55     67     76       122     67     76       123     67     76       124     67     76       125     67     77       126     67     77       127     67     77       128     67     77       129     67     77       130     67     77       131     67     77       132     67     77       133     67     77       134     67     77       135     67     77       136     67     67	118	55	67	76	
121     55     67     76       122     67     76       123     67     76       124     67     76       125     67     77       126     67     77       127     67     77       128     67     77       129     67     77       130     67     77       131     67     77       132     67     77       133     67     77       134     67     77       135     67     77       136     67     67	119	55	67	76	
122     67     76       123     67     76       124     67     76       125     67     77       126     67     77       127     67     77       128     67     77       129     67     77       130     67     77       131     67     77       132     67     77       133     67     77       134     67     77       135     67     67       136     67     67	120	55	67	76	
123     67     76       124     67     76       125     67     77       126     67     77       127     67     77       128     67     77       129     67     77       130     67     77       131     67     77       132     67     77       133     67     77       134     67     77       135     67     67       136     67     67	121	55	67	76	
124     67     76       125     67     77       126     67     77       127     67     77       128     67     77       129     67     77       130     67     77       131     67     77       132     67     77       133     67     77       134     67     77       135     67     77       136     67     67	122		67	76	
125     67     77       126     67     77       127     67     77       128     67     77       129     67     77       130     67     77       131     67     77       132     67     77       133     67     77       134     67     77       135     67     77       136     67     67	123		67	76	
126       67       77         127       67       77         128       67       77         129       67       77         130       67       77         131       67       77         132       67       77         133       67       77         134       67       77         135       67       77         136       67       67	124		67	76	
127     67     77       128     67     77       129     67     77       130     67     77       131     67     77       132     67     77       133     67     77       134     67     77       135     67     77       136     67     77	125		67	77	
128     67     77       129     67     77       130     67     77       131     67     77       132     67     77       133     67     77       134     67       135     67       136     67	126		67	77	
129     67     77       130     67     77       131     67     77       132     67     77       133     67     77       134     67       135     67       136     67	127		67	77	
130     67     77       131     67     77       132     67     77       133     67     77       134     67       135     67       136     67	128		67	77	
131     67     77       132     67     77       133     67     77       134     67       135     67       136     67	129		67	77	
132     67     77       133     67     77       134     67       135     67       136     67	130		67	77	
133     67     77       134     67       135     67       136     67	131		67	77	
134 67 135 67 136 67	132		67	77	
135 67 136 67	133		67	77	
136 67	134		67		
	135		67		
137 67	136		67		
	137		67		

### (3) 教育職員(一)俸給表昇格時対応号俸表

昇格した日の前日に受け		昇 格 後	むの 号 俸	
ていた号俸	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	1
23	3	3	11	1
24	4	4	12	1
25	5	5	13	1
26	6	6	14	1
27	7	7	15	1
28	8	8	16	1
29	9	9	17	1
30	10	10	18	2
31	11	11	19	3
32	12	12	20	4
33	13	13	21	5
34	14	14	21	6
35	15	15	22	7
36	16	16	22	8
37	17	17	23	9
38	18	18	23	10
39	19	19	24	11

40	20	20	24	12
41	21	21	25	13
42	22	22	26	14
43	23	23	27	15
44	24	24	28	16
45	25	25	29	17
46	25	26	30	17
47	25	27	31	18
48	26	28	32	18
49	26	29	33	19
50	26	29	34	19
51	27	30	35	20
52	27	30	36	20
53	27	31	37	21
54	28	31	38	21
55	28	32	39	22
56	28	32	40	22
57	29	33	41	23
58	29	33	42	23
59	29	33	43	24
60	30	34	44	24
61	30	34	45	25
62	30	34	46	25
63	31	35	47	26
64	31	35	48	26
65	31	35	49	27
66	32	36	50	27
67	32	36	51	28
68	32	36	52	28
69	33	37	53	29
70	33	37	54	29
71	33	38	55	29
72	33	38	56	30
73	34	39	57	30
74	34	39	57	30
	ı	ı	ı	

75	34	40	58	31
76	34	40	58	31
77	35	41	59	31
78	35	41	59	32
79	35	42	60	32
80	35	42	60	32
81	36	43	61	33
82	36	43	61	33
83	36	44	61	33
84	36	44	62	33
85	37	45	62	33
86	37	45	62	33
87	37	45	63	34
88	38	46	63	34
89	38	46	63	34
90	38	46	64	34
91	39	47	64	34
92	39	47	64	34
93	39	47	65	35
94	40	48	65	35
95	40	48	66	35
96	40	48	66	35
97	41	49	67	35
98	41	49	67	35
99	41	49	68	36
100	41	49	68	36
101	41	50	68	36
102	41	50	68	
103	42	50	68	
104	42	50	68	
105	42	51	68	
106	42	51	68	
107	42	51	68	
108	42	51	68	
109	43	52	68	

110     43     52     68       111     43     52     68       112     43     52     68       113     43     53     68       114     43     53     68       115     44     53     68       116     44     53     68       117     44     54     68       118     44     54     68       119     44     54     68       120     44     54     68       121     45     55     55       122     45     55     55       123     45     55     55       124     45     55     55       125     45     55     56       127     46     56     6       128     46     56     6       129     46     56     6       130     46     56     6	
112     43     52     68       113     43     53     68       114     43     53     68       115     44     53     68       116     44     53     68       117     44     54     68       118     44     54     68       119     44     54     68       120     44     54     68       121     45     55     68       122     45     55     68       121     45     55     68       122     45     55     68       123     45     55     68       124     45     55     68       125     45     55     68       126     46     56     68       127     46     56     68       128     46     56     68       129     46     56     68       130     46     56     68	
113     43     53     68       114     43     53     68       115     44     53     68       116     44     53     68       117     44     54     68       118     44     54     68       119     44     54     68       120     44     54     68       121     45     55     68       122     45     55     68       121     45     55     68       122     45     55     68       123     45     55     68       124     45     55     68       125     45     55     68       126     46     56     68       127     46     56     68       128     46     56     68       129     46     56     68       130     46     56     68	
114     43     53     68       115     44     53     68       116     44     53     68       117     44     54     68       118     44     54     44       119     44     54     44       120     44     54     45       121     45     55     45       122     45     55     45       123     45     55     55       124     45     55     55       125     45     55     55       126     46     56     6       127     46     56     6       129     46     56     6       130     46     56     6	
115     44     53     68       116     44     53     68       117     44     54     68       118     44     54     68       119     44     54     44       120     44     54     44       121     45     55     45       122     45     55     45       123     45     55     45       124     45     55     45       125     45     55     46       126     46     56     46       128     46     56     46       129     46     56     46       130     46     56     46	
116     44     53     68       117     44     54     68       118     44     54     44       119     44     54     44       120     44     54     44       121     45     55     45       122     45     55     45       123     45     55     45       124     45     55     55       125     45     55     55       126     46     56     6       127     46     56     6       128     46     56     6       129     46     56     6       130     46     56     6	
117       44       54       68         118       44       54       44         119       44       54       44         120       44       54       44         121       45       55       45         122       45       55       45         123       45       55       55         124       45       55       55         125       45       55       55         126       46       56       56         127       46       56       56         128       46       56       56         129       46       56       56         130       46       56       56	
118       44       54         119       44       54         120       44       54         121       45       55         122       45       55         123       45       55         124       45       55         125       45       55         126       46       56         127       46       56         128       46       56         129       46       56         130       46       56	
119       44       54         120       44       54         121       45       55         122       45       55         123       45       55         124       45       55         125       45       55         126       46       56         127       46       56         128       46       56         129       46       56         130       46       56	
120     44     54       121     45     55       122     45     55       123     45     55       124     45     55       125     45     55       126     46     56       127     46     56       128     46     56       129     46     56       130     46     56	
121     45     55       122     45     55       123     45     55       124     45     55       125     45     55       126     46     56       127     46     56       128     46     56       129     46     56       130     46     56	
122     45     55       123     45     55       124     45     55       125     45     55       126     46     56       127     46     56       128     46     56       129     46     56       130     46     56	
123     45     55       124     45     55       125     45     55       126     46     56       127     46     56       128     46     56       129     46     56       130     46     56	
124     45     55       125     45     55       126     46     56       127     46     56       128     46     56       129     46     56       130     46     56	
125     45     55       126     46     56       127     46     56       128     46     56       129     46     56       130     46     56	
126     46     56       127     46     56       128     46     56       129     46     56       130     46     56	
127     46     56       128     46     56       129     46     56       130     46     56	
128     46     56       129     46     56       130     46     56	
129 46 56 130 46 56	
130 46 56	
131 47 57	
132 47 57	
133 47 57	
134 47 57	
135 47 57	
136 48 58	
137 48 58	
138 48 58	
139 48 58	
140 48 58	
141 49 59	
142 50	
143 51	
144 52	

145	53		
146	53		
147	53		
148	54		
149	54		
150	54		
151	55		
152	55		
153	55		
154	56		
155	56		
156	56		
157	57		

# (4) 医療職員(一) 俸給表昇格時対応号俸表

昇格した日の前			昇格後	の号俸	È.	
日に受けていた	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸						
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1

18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	25	30	34	30	30	25
47	26	31	35	31	31	25
48	26	32	36	32	32	25
49	27	33	37	33	33	25
50	27	34	38	33	33	25
51	28	35	39	34	33	26
52	28	36	40	34	34	26

53	29	37	41	35	34	26
54	29	38	42	35	34	26
55	30	39	43	36	35	26
56	30	40	44	36	35	26
57	31	41	45	37	35	27
58	31	42	46	37	36	27
59	32	43	47	38	36	27
60	32	44	48	38	36	27
61	33	45	49	39	37	27
62	33	46	50	39	37	27
63	34	47	51	40	38	28
64	34	48	52	40	38	28
65	35	49	53	41	39	28
66	35	50	54	41	39	
67	36	51	55	41	40	
68	36	52	56	42	40	
69	37	53	57	42	40	
70	37	53	58	42	40	
71	38	54	59	43	40	
72	38	54	60	43	41	
73	39	55	61	43	41	
74	39	55	61	44	41	
75	40	56	62	44	41	
76	40	56	62	44	41	
77	41	57	63	45	42	
78	41	57	63	45	42	
79	41	57	64	45	42	
80	42	58	64	45	42	
81	42	58	65	46	42	
82	42	58	65	46	43	
83	43	59	66	46	43	
84	43	59	66	46	43	
85	43	59	67	47	43	
86		60	67	47		
87		60	68	47		

88	60	68	47	
89	60	69	47	
90	60	70	48	
91	61	71	48	
92	61	72	48	
93	61	73	48	
94	61	73	48	
95	61	74	49	
96	62	74	49	
97	62	74	49	
98	62	74	49	
99	62	74	49	
100	62	74	50	
101	63	74	50	
102	63	74	50	
103	63	74	50	
104	63	74	50	
105	63	74	51	
106		74		
107		74		
108		74		
109		74		
110		74		
111		74		
112		74		
113		74		

# (5) 医療職員(二) 俸給表昇格時対応号俸表

昇格した日の前		:	昇 格 後	の号俸	<del>}</del>	
日に受けていた	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸						
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23

40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	41	34	46	42	33	37
59	42	35	47	43	34	37
60	42	36	48	44	34	37
61	43	37	49	45	35	37
62	43	38	50	46	35	38
63	44	39	51	47	36	38
64	44	40	52	48	36	38
65	45	41	53	49	37	38
66	46	42	54	50	37	38
67	47	43	55	51	38	39
68	48	44	56	52	38	39
69	49	45	57	53	39	39
70	50	46	58	53	39	
71	51	47	59	54	40	
72	52	48	60	54	40	
73	53	49	61	55	41	
74	54	50	62	55	41	

75	55	51	63	56	41	
76	56	52	64	56	41	
77	57	53	65	57	41	
78	58	54	66	58	41	
79	59	55	67	59	42	
80	60	56	68	60	42	
81	61	57	69	61	42	
82	62	58	70	61	42	
83	63	59	71	62	42	
84	64	60	72	62	42	
85	65	61	73	63	43	
86	65	62	74	63	43	
87	66	63	75	64	43	
88	66	64	76	64	43	
89	67	65	77	65	43	
90	67	66	78	65	43	
91	68	67	79	66	44	
92	68	68	80	66	44	
93	69	69	81	67	44	
94	70	70	82	67		
95	71	71	83	68		
96	72	72	84	68		
97	73	73	85	68		
98	74	74	85	68		
99	75	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	77	78	87	69		
103	78	79	88	70		
104	78	80	88	70		
105	79	81	89	70		
106	79	81	90	70		
107	80	81	91	71		
108	80	82	92	71		
109	81	82	92	71		

110	0.1	0.0	0.0	7.1	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	81	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	82	85	95		
118	82	85	95		
119	83	85	95		
120	83	85	96		
121	83	86	96		
122	83	86	96		
123	83	86	97		
124	84	86	97		
125	84	87	97		
126	84	87			
127	84	87			
128	84	87			
129	85	88			
130	85	88			
131	85	88			
132	86	88			
133	86	89			
134	86	89			
135	87	89			
136	87	90			
137	87	90			
138	88	90			
139	88	90			
140	88	90			
141	89	91			
142	89	91			
143	89	91			
144	89	91			
* * *		~ <b>.</b>			

145	90	91		
146	90	92		
147	90	92		
148	90	92		
149	91	92		
150	91	92		
151	91	93		
152	91	93		
153	92	93		
154	92			
155	92			
156	92			
157	93			
158	93			
159	93			
160	94			
161	94			
162	94			
163	95			
164	95			
165	95			
166	96			
167	96			
168	96			 
169	97			 

#### 別表第8 休職期間等換算表(第32条関係)

区 分	休 職 等 の 期 間	換 算 率
派遣	附属病院職員就業規則第13条の規定による派遣の期間(派遣先において本表の区分欄と同等の休職等となった場合は、その区分欄に対応する換算率とする。)	3/3 以下
業務災害休職	附属病院職員就業規則第19条第1項第1号の規定による休職(業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。 以下この表において同じ。)による負傷若しくは疾病に係るものに限る。)又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3/3 以下
刑事休職	附属病院職員就業規則第19条第1項第2号の規定による休職の期間(無罪判決 を受けた場合の休職の期間に限る。)	
配偶者同行休業	附属病院職員就業規則第31条の3の規定による配偶者同行休業の期間	1/2 以下
私傷病休職	附属病院職員就業規則第19条第1項第1号の規定による休職(業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇(通勤による災害に係るものを除く。)の期間	1/3 以下 (結核性疾患に よるものである場 合にあつては、1 /2以下)
行方不明休職	附属病院職員就業規則第19条第1項第3号の規定による事故、災害により生死不明又は所在不明により休職となった期間(当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。)	1/3 以下
ボランティア休業	附属病院職員就業規則第33条第1項の規定によるボランティア休業の期間	

#### 備考

この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける俸給月額(調整の対象となる俸給月額をいう。)を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。